

議案第 50 号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 31 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成 12 年桐生市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を利用する申請又は請求については、手数料を徴収する。

別表第 3 中

「

44 建築基準法第 85 条第 5 項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円
45 建築基準法第 85 条第 6 項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円

」

を

「

44 建築基準法第 85 条第 6 項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円
45 建築基準法第 85 条第 7 項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円

」

に、

「

58 建築基準法第 87 条の 3 第 5 項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円
59 建築基準法第 87 条の 3 第 6 項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円

」

を

「

58 建築基準法第 87 条の 3 第 6 項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円
59 建築基準法第 87 条の 3 第 7 項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円

に、

「

60 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定又は同法第 8 条第 1 項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定(以下「長期優良住宅建築等計画の認定等」という。)の申請に係る建築物の工事の種別が新築の場合の審査	次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額
---	--------------------

を

「

60 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定若しくは同条第 6 項及び第 7 条の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定又は同法第 8 条第 1 項の規定による長期優良住宅建築等計画若しくは長期優良住宅維持保全計画の変更の認定(以下「長期優良住宅建築等計画の認定等」という。)の申請に係る種別が新築の場合の審査	次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額
---	--------------------

に、

「

61 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物の工事の種別が増築又は改築の場合の審査	次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額
--	--------------------

を

「

61 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る種別が新築以外(増築、改築又は法第 2 条第 3 項の維持保全を行う場合をいう。以下同じ。)の場合の審査	次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額
--	--------------------

に、

「

62 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)で、工事の種別が新築の場合の審査	第 60 項の手数料に、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額及び 4,200 円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加えた額
--	--

」

を

「

62 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)で、当該申請に係る種別が新築の場合の審査	第 60 項の手数料に、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額及び 4,200 円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加えた額
--	--

」

に、

「

63 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が共同住宅等で工事の種別が増築又は改築の場合の審査	第 61 項の手数料に、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額及び 4,200 円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加えた額
--	--

」

を

「

63 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が共同住宅等で、当該申請に係る種別が新築以外の場合の審査	第 61 項の手数料に、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額及び 4,200 円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加えた額
---	--

」

に改め、同表第 70 項中「第 68 項第 1 号」を「第 69 項第 1 号」に、「第 69 項第 2 号」を「第 70 項第 2 号」に改め、第 71 項中「第 69 項第 2 号」を「第 70 項第 2 号」に改め、第 74 項中「第 72 項」を「第 73 項」に改め、第 75 項中「第 73 項第 1 号」を「第 74 項第 1 号」に、「第 74 項第 2 号ア及びイ」を「第 75 項第 2 号ア及びイ」に、「第 73 項第 2 号」を「第 74 項第 2 号」に改め、第 76 項中「第 74 項第 2 号ア及びイ」を「第 75 項第 2 号ア及びイ」に改め、第 77 項中「第 72 項」を「第 73 項」

に改め、第78項中「第1項及び第2項ア」を「第1号及び第2号ア」に、「第1項及び第2項ア及びイ」を「第1号及び第2号ア及びイ」に、「第73項」を「第74項」に改め、第79項中「第72項」を「第73項」に、「第74項第2号ア」を「第75項第2号ア」に、「第74項第2号イ」を「第75項第2号イ」に改め、第80項中「第73項第1号」を「第74項第1号」に、「第78項」を「第79項」に、「第74項第2号ア」を「第75項第2号ア」に、「第74項第2号イ」を「第75項第2号イ」に改め、第81項中「第74項第2号ア」を「第75項第2号ア」に、「第74項第2号イ」を「第75項第2号イ」に改め、第82項及び第84項中「第74項第2号ア」を「第75項第2号ア」に改め、同表第84項を第85項とし、同表第67項から第83項までを1項ずつ繰り下げ、第66項の次に次の1項を加える。

67 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項に規定する容積率の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
---	----------

別表第3備考4中「第67項から第71項まで」を「第68項から第72項まで」に改め、同表備考5中「第72項から第76項まで」を「第73項から第77項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第3第60項から第63項までの改正規定 令和4年10月1日
- (2) 第5条に1項を加える改正規定 令和5年3月31日までの間において規則で定める日

議 案 説 明

議案第 50 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

各種証明書のコンビニ交付導入に伴い、手数料の免除規定について、所要の改正を行おうとするものです。また、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定手数料について、所要の改正を行おうとするものです。